

名古屋市公報	令和 4年 1月19日 第136号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官公署法制課長 発行人

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部改正	(健福・総務課) (第1号)	3
告	示	
○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第9号)	5
○ 収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正	(会計・出納課) (第10号)	6
○ 指定管理者の指定	(緑土・緑地利活用課) (第11号)	7
○ 鶴舞公園公募設置等計画の認定	(緑土・緑地利活用課) (第12号)	8
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第1号)	10
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第1号)	11
○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定についての一部改正	(第2号)	22
公	告	
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	23
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	24
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	25

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 1号）

1 改正内容

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 5号様式及び第 7号様式関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 1月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 1号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 5号様式中

「

医 療 保 険 者 名 (医 療 保 険 者 番 号)	
被 保 険 者 証 記 号 番 号	

」

を

「

医 療 保 険	保 険 者 名		保 険 者 番 号	
	被 保 険 者 証 等 記 号 ・ 番 号 ・ 枝 番			

」

に改める。

第 7号様式中

「

医 療 保 険 者 名 (医 療 保 険 者 番 号)		被 保 険 者 証 記 号 番 号	
加 入 年 月 日		本 人 扶 養 区 分	
特 定 疾 病 名			

」

を

「

医 療 保 険	保 険 者 名		保 険 者 番 号	
	被 保 険 者 証 等 記 号 ・ 番 号 ・ 枝 番			

特 定 疾 病 名	
-----------	--

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市告示第 9 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 1 月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 4 年 1 月13日から同月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第10号

収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正

昭和52年名古屋市告示第 146号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 4年 4月 1日から施行します。

令和 4年 1月12日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「|株式会社あおぞら銀行 |同上| |」を削る。

「|三菱UFJ信託銀行株式会社|同上| |」を削る。

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第11号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和4年1月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
鶴舞公園の公園施設 （市長の定めるもの に限る。）	名古屋市東区葵三丁目19番7号 鶴舞公園整備運営事業共同事業体 代表者 芝 山 真 明
徳川園の公園施設 （市長の定めるもの に限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 徳川の杜グループ 代表者 二 神 望
名古屋市緑化センタ ー	名古屋市東区葵三丁目19番7号 鶴舞公園整備運営事業共同事業体 代表者 芝 山 真 明

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第12号

鶴舞公園公募設置等計画の認定

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をしましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公示します。

令和4年1月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 認定計画提出者

鶴舞公園整備運営事業 共同事業体

2 認定をした日

令和4年1月14日

3 認定の有効期間

令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

4 指定した公募対象公園施設の場所

公園名	公園の位置	公募対象公園施設の位置
鶴舞公園	昭和区鶴舞一丁目、山脇町1丁目、中区千代田五丁目	第1附図のとおり

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

第1 附图

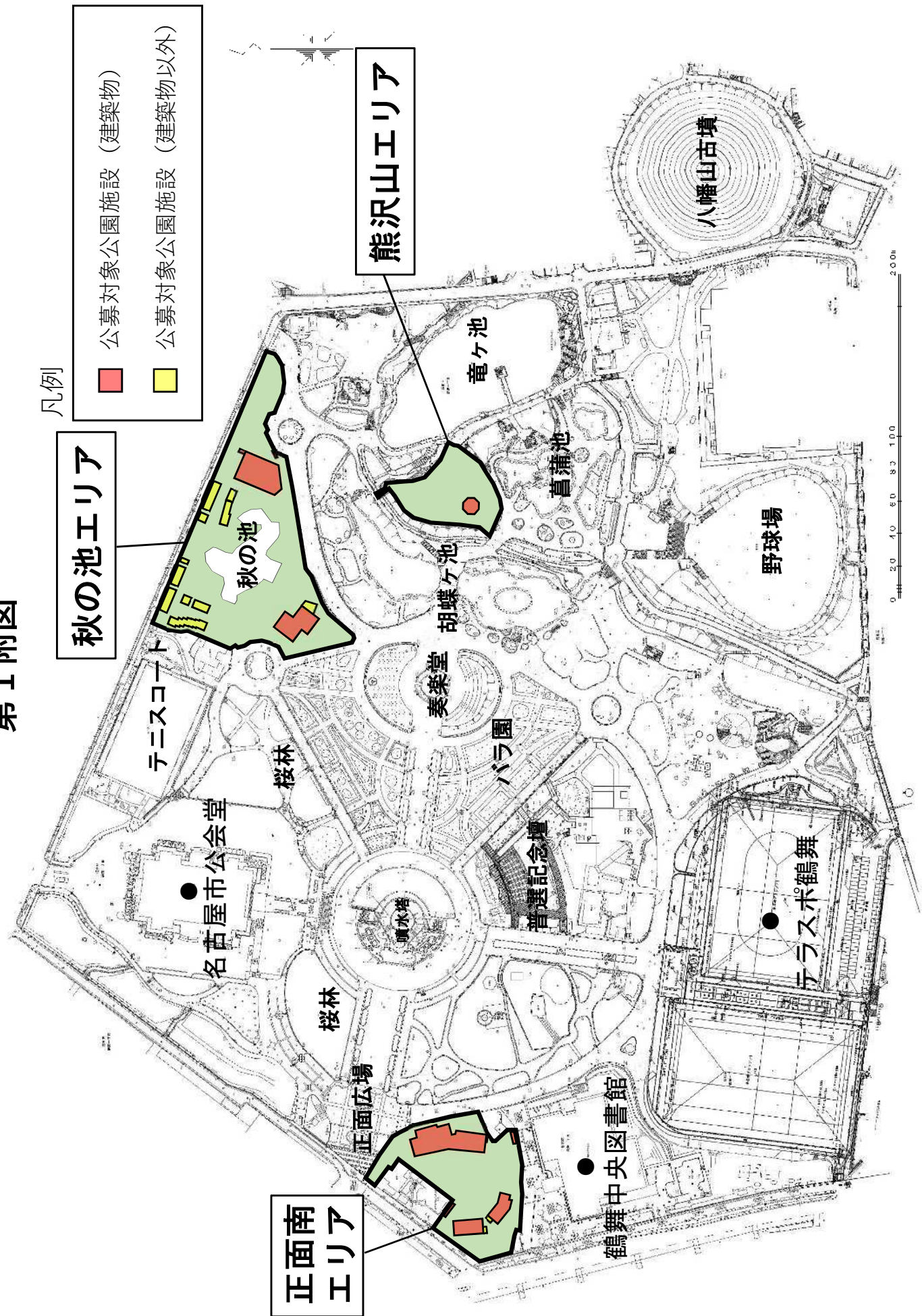
凡例

- 公募対象公園施設 (建築物)
- 公募対象公園施設 (建築物以外)

秋の池エリア

熊沢山エリア

正面南
エリア



名古屋市教育委員会告示第1号

教育委員会定例会の開催について

令和4年1月14日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年1月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

令和4年度 名古屋市学校教育の努力目標及び重点事項について

令和4年度 教職員研修の基本方針について

名古屋市社会教育委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和4年1月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和4年2月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う 終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	福島二丁目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
港区	協和一丁目		〃	〃
	西福田四丁目		〃	〃
	藤高二丁目		〃	〃
守山区	幸心一丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
緑区	有松町	桶狭間・高根	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター

	鳴 海 町	大清水 神ノ 倉 水広下	〃	〃
天 白 区	高 島 二 丁 目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

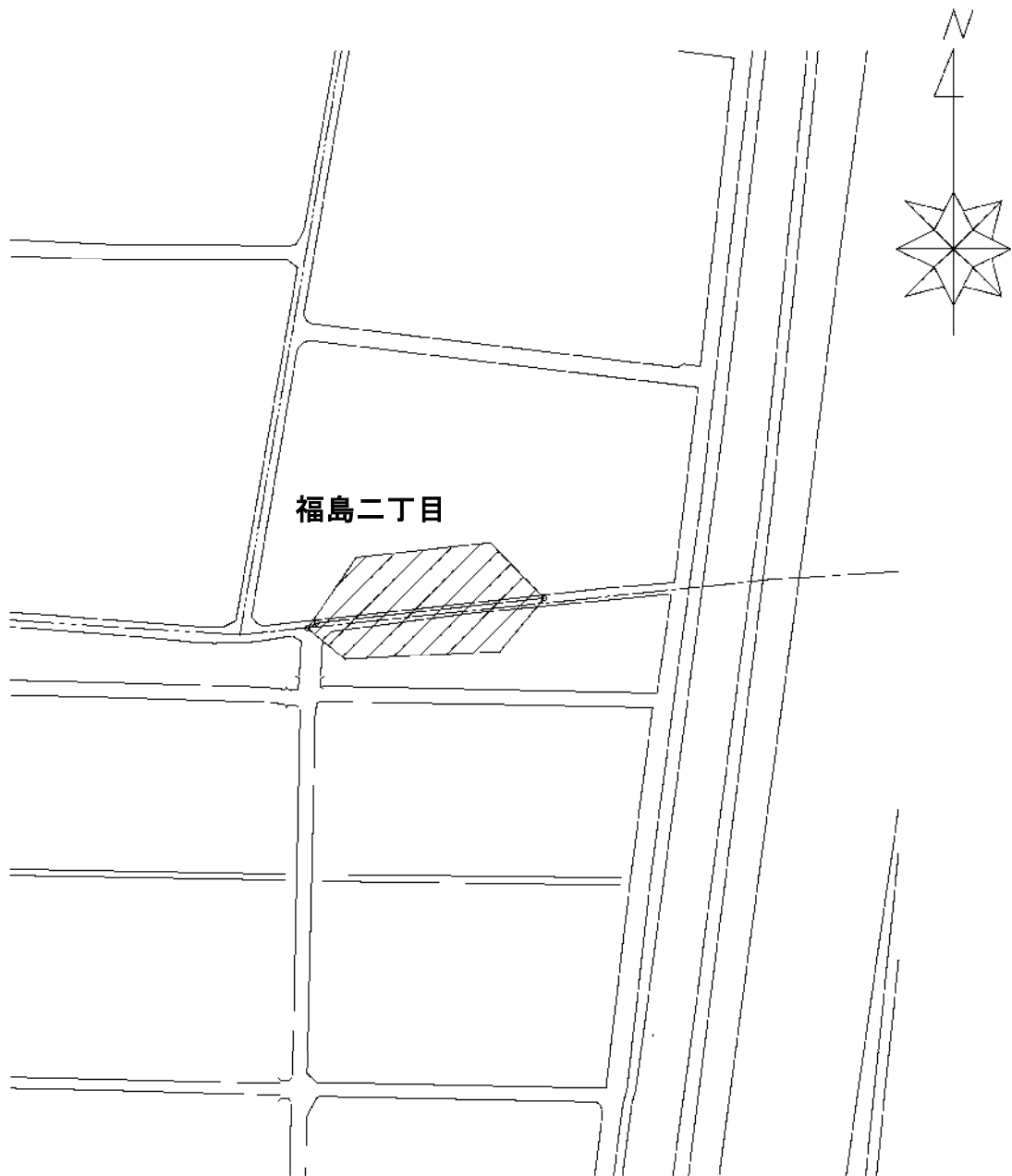
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	守山区
分 流 式	中川区 港区 緑区 天白区

排水施設の位置図

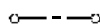
中川区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



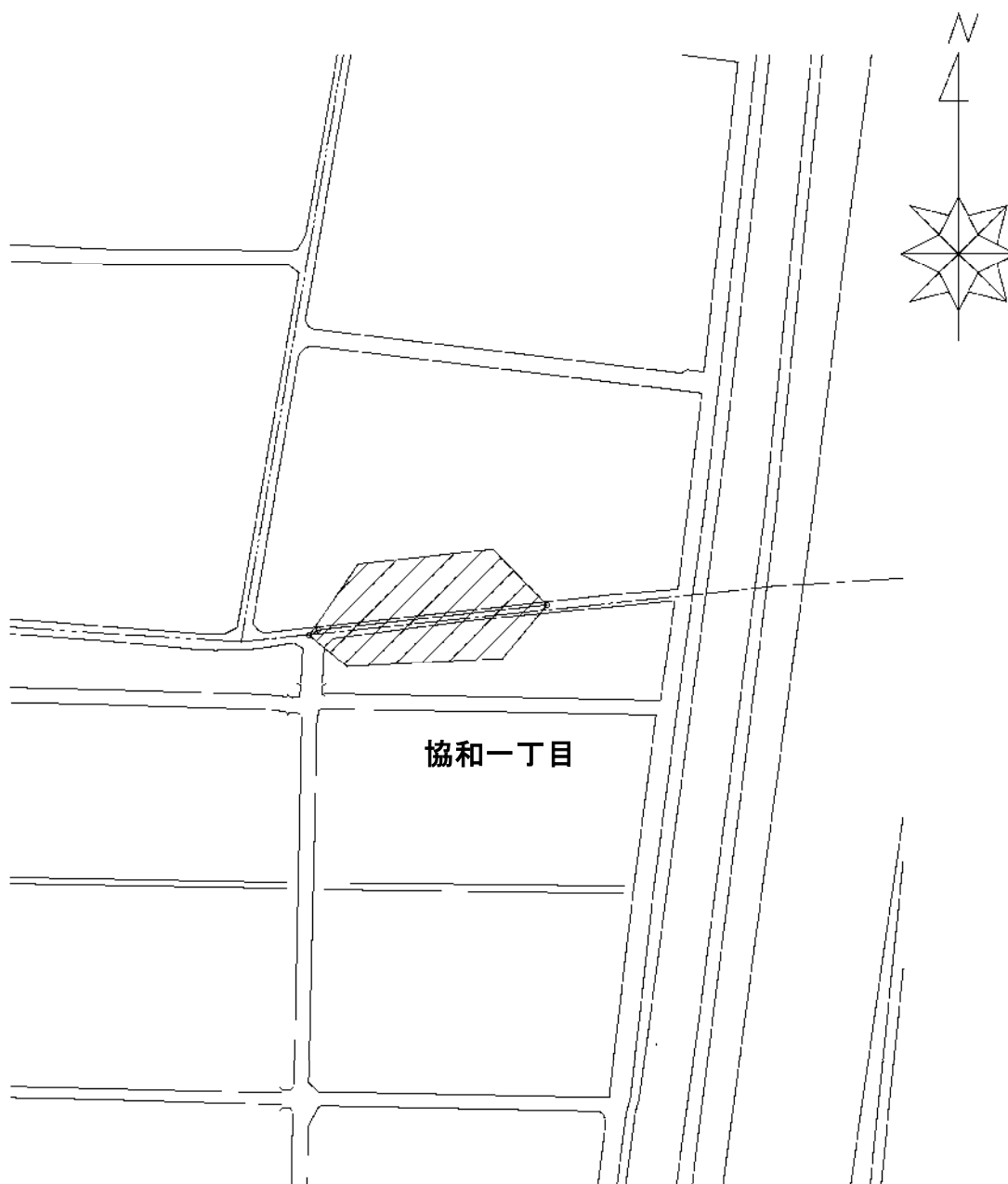
区界



市界

排水施設の位置図

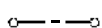
港区（分流式）No. 1



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



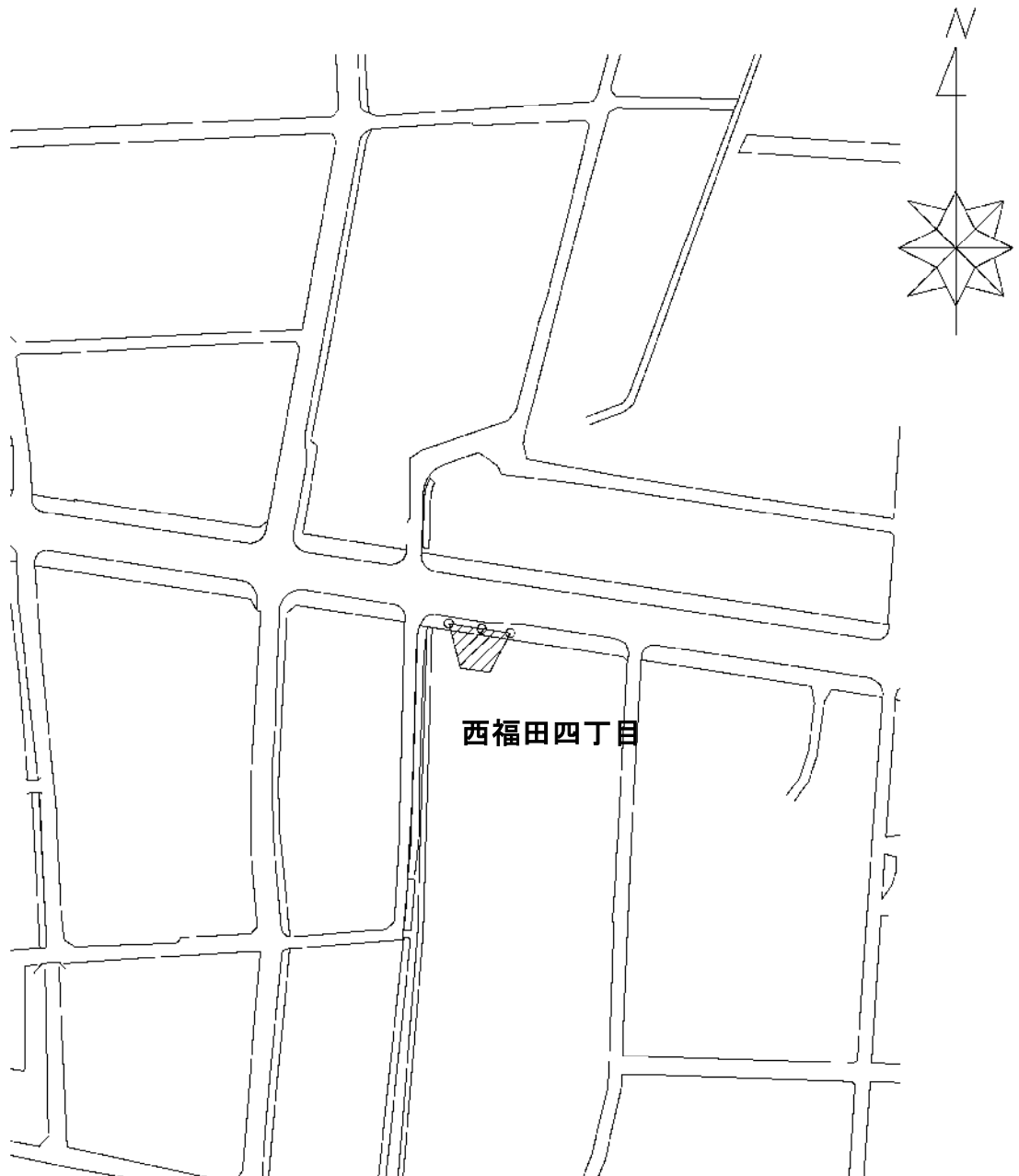
区界



市界

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2

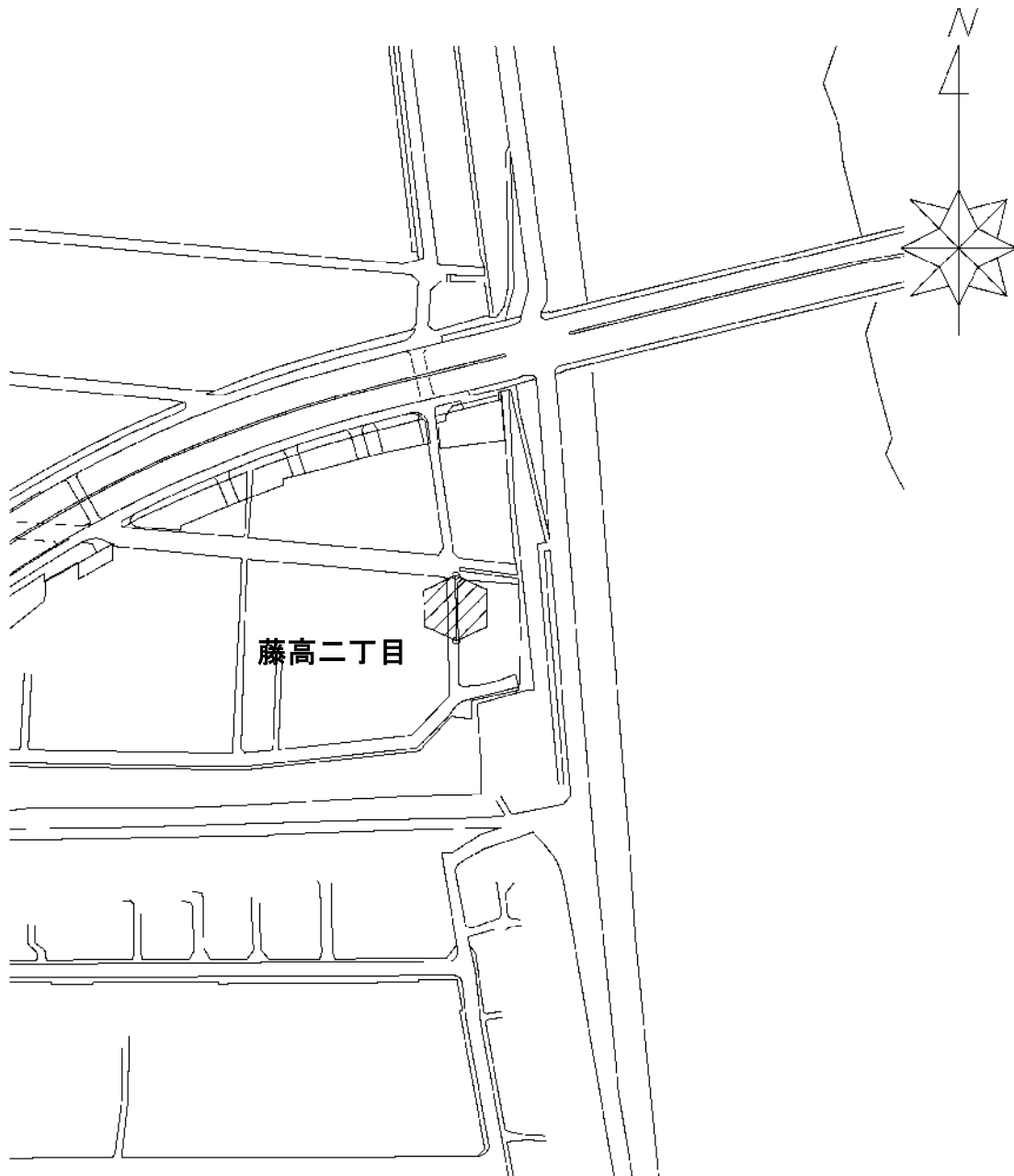


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 3

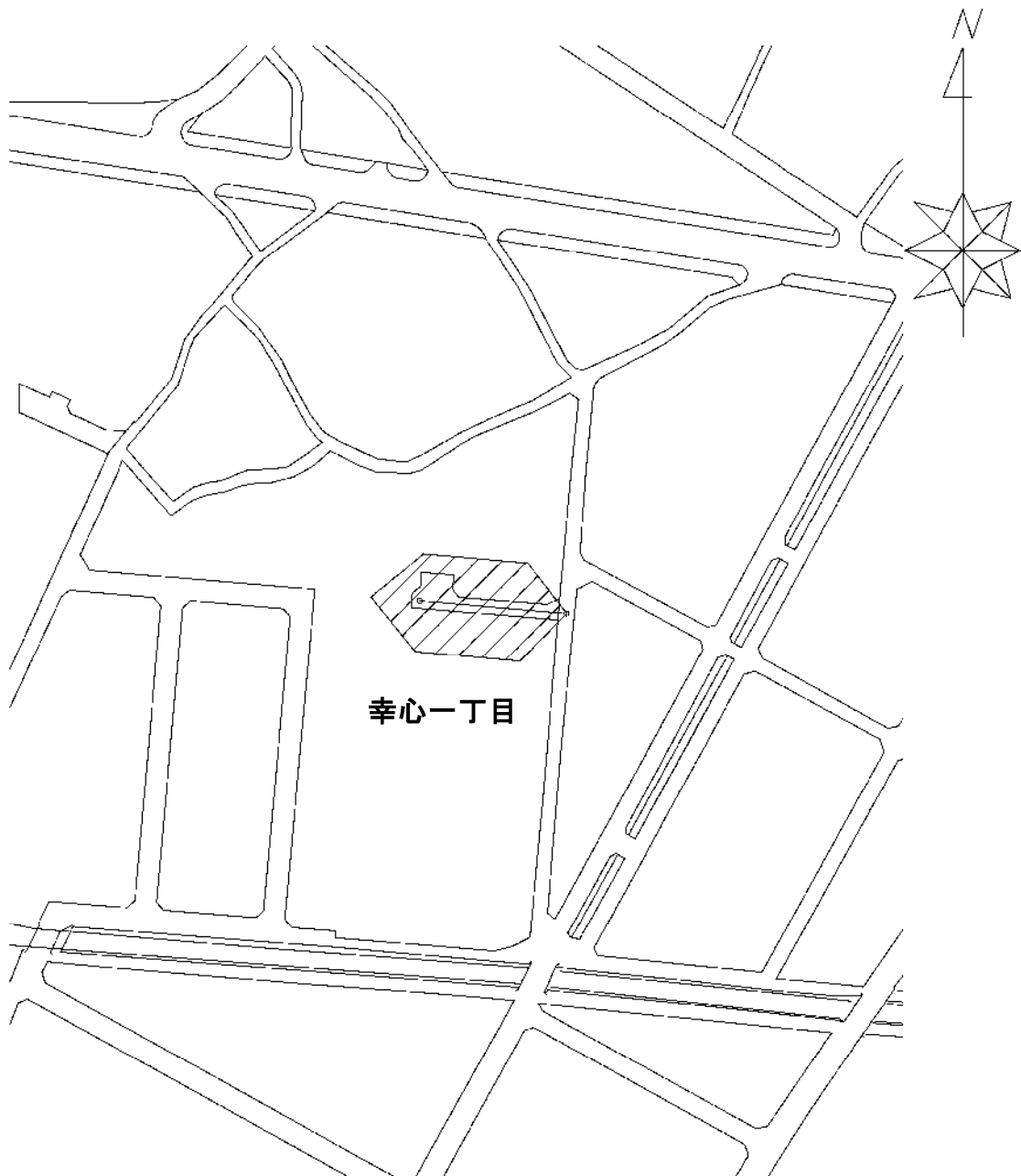


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）

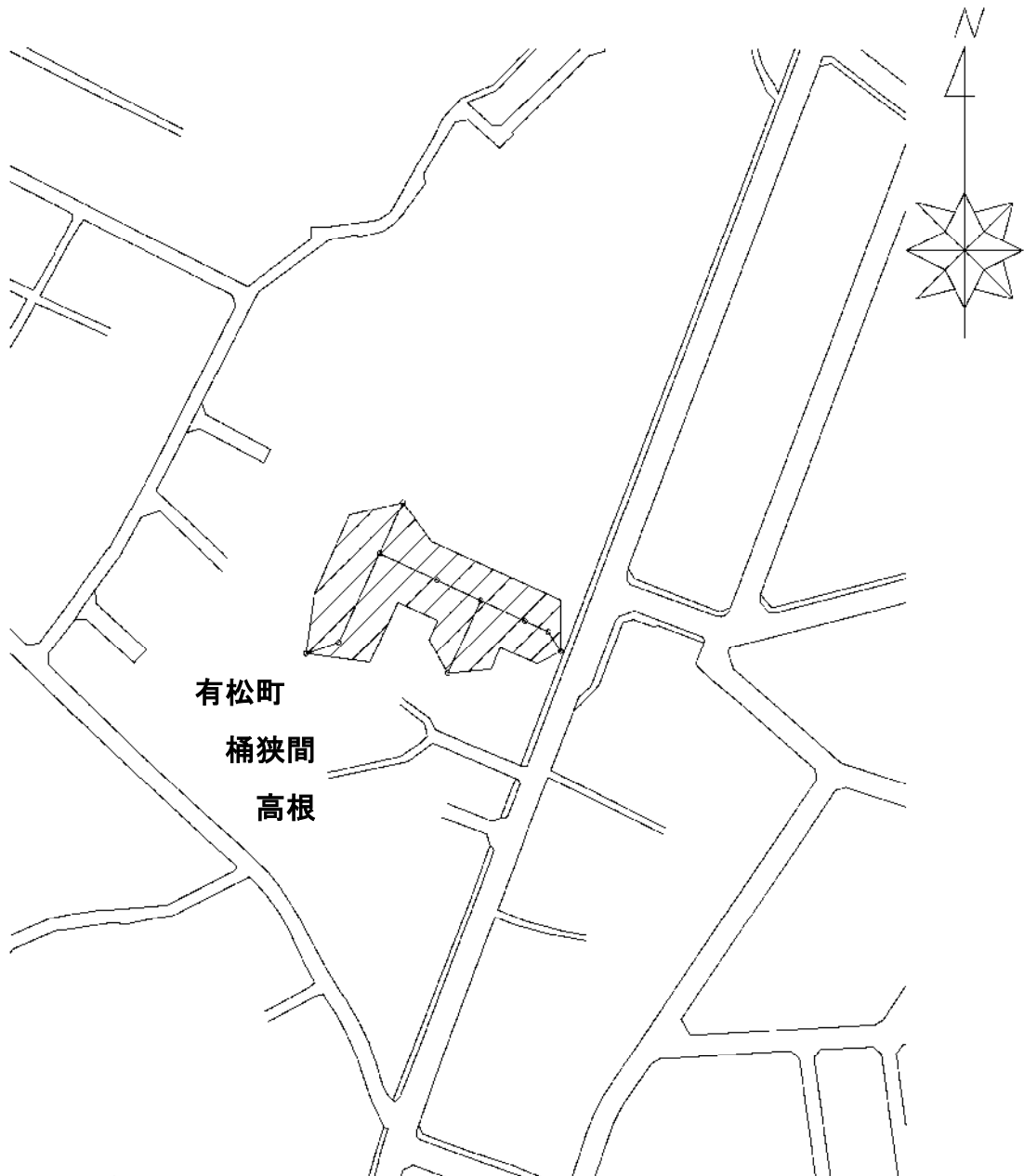


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1

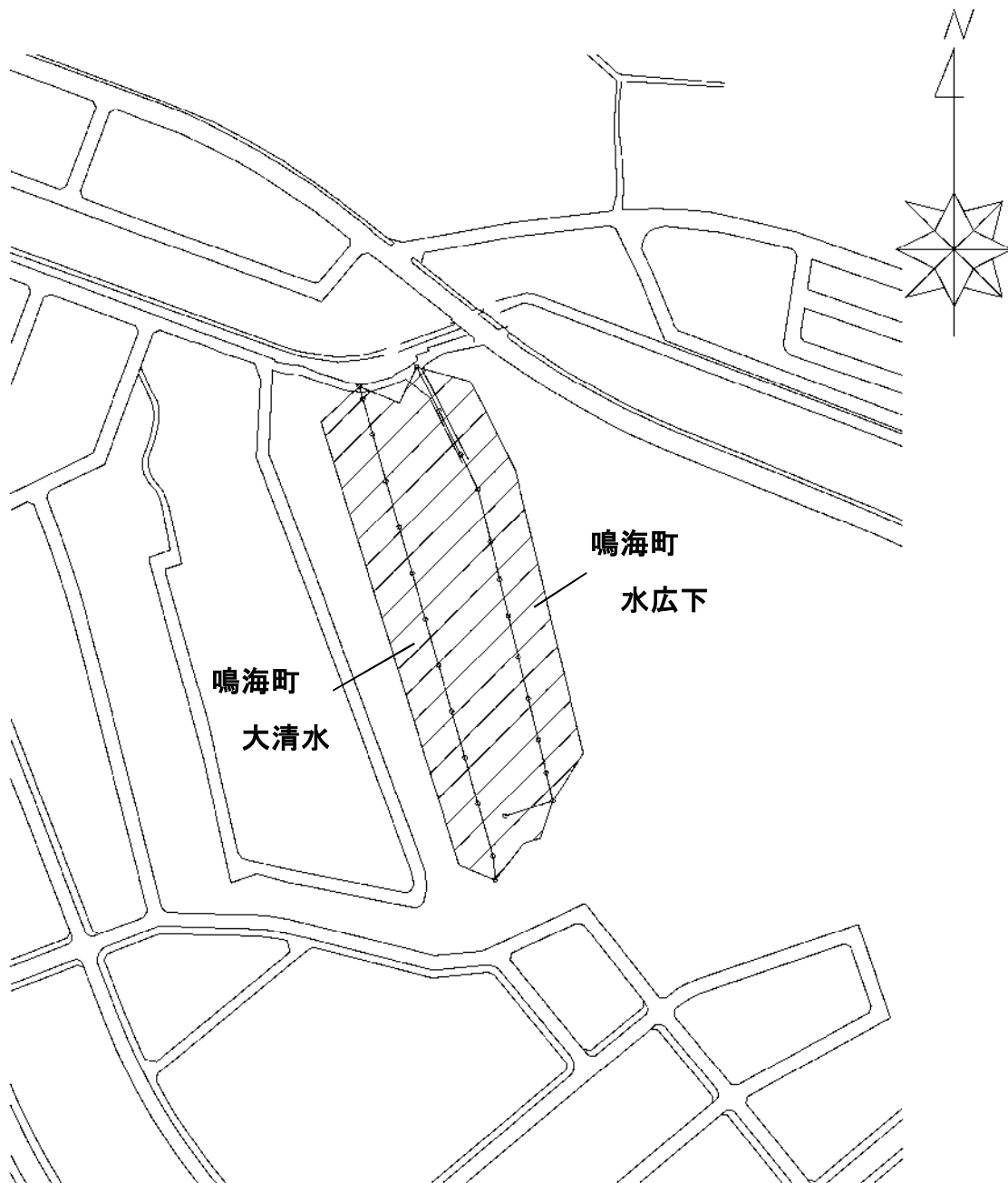


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

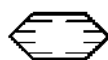
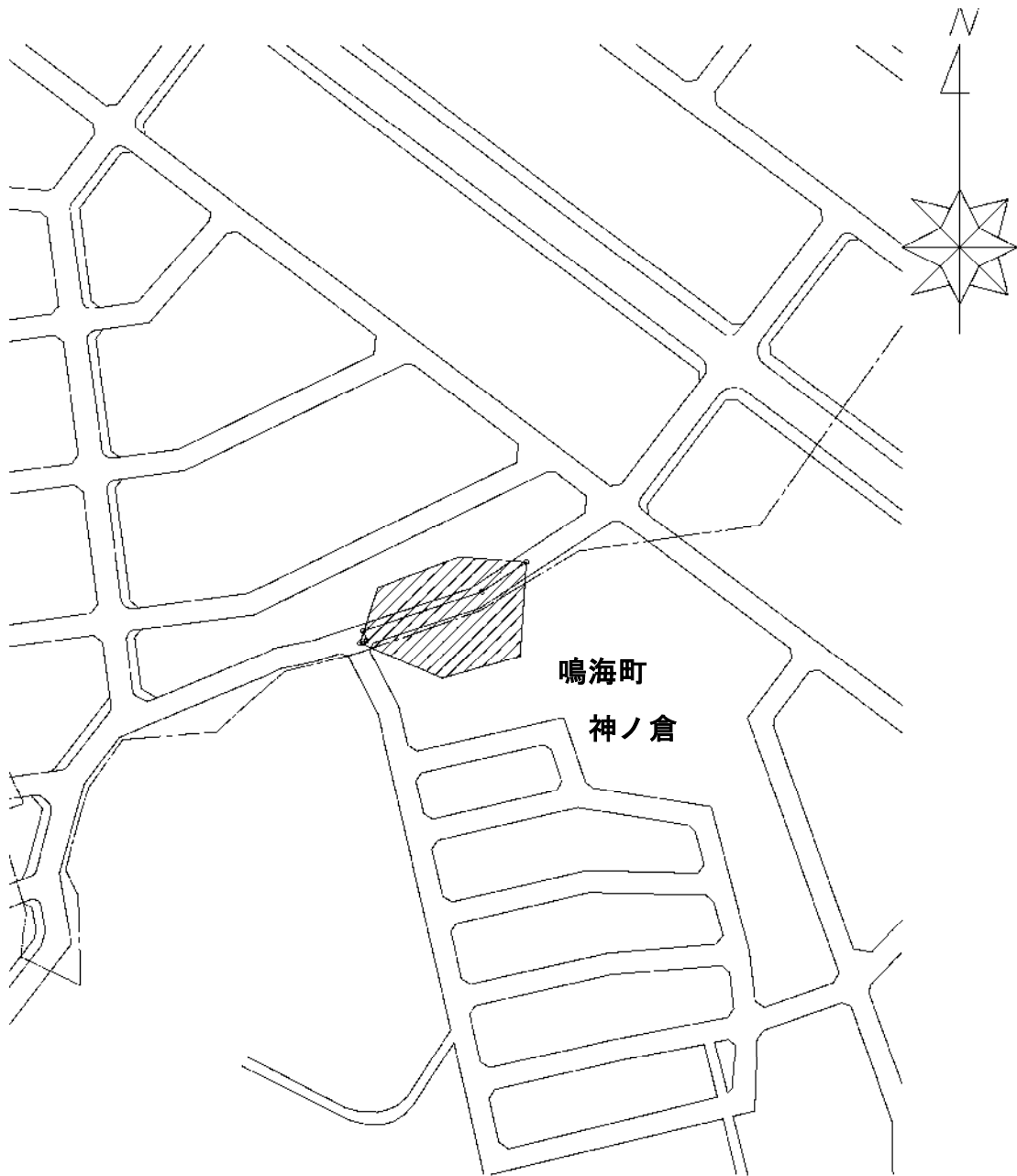


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

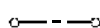
緑区（分流式）No. 3



供用開始区域



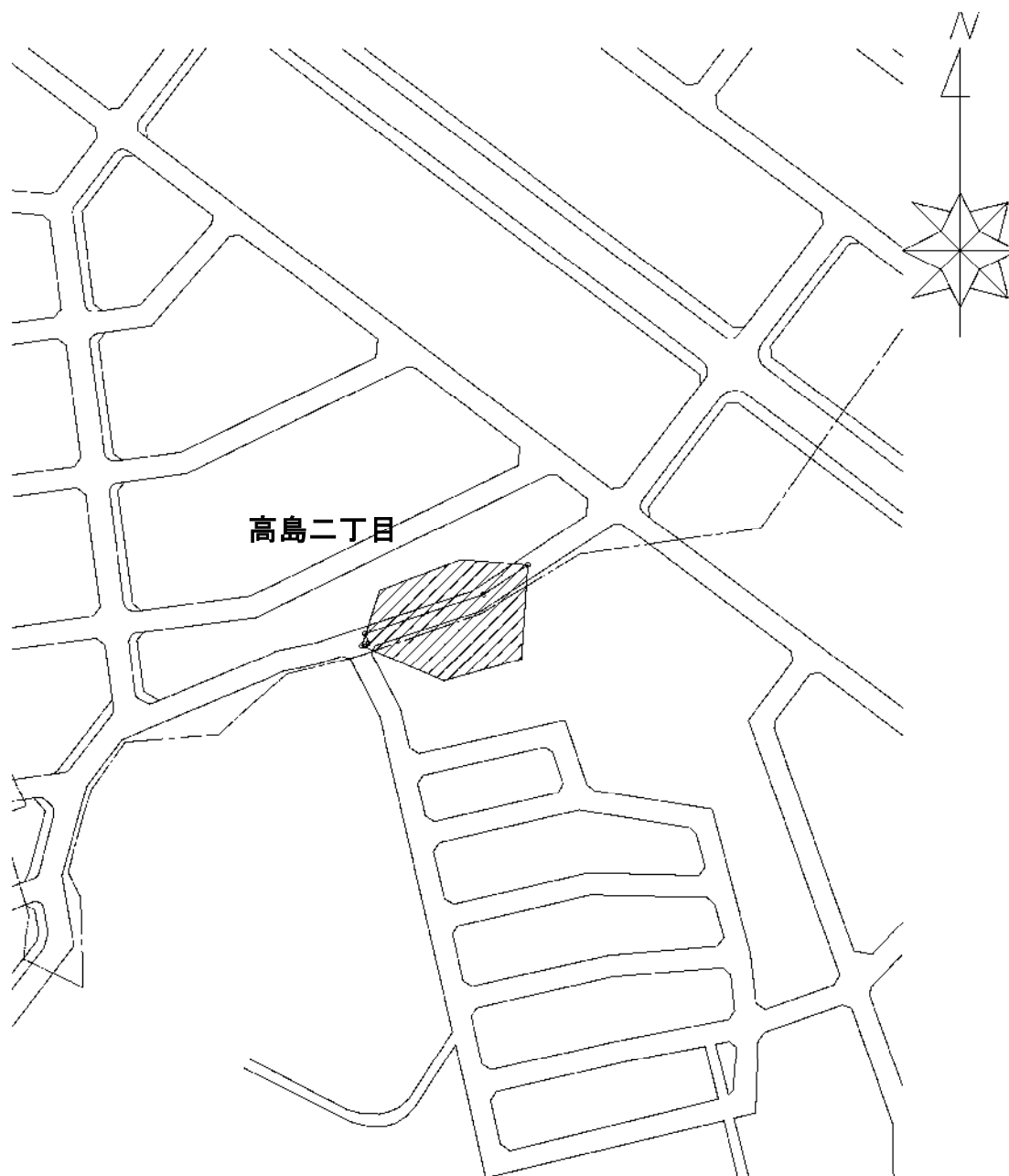
供用及び処理を開始する下水道



区界

排水施設の位置図

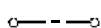
天白区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



区界

名古屋市上下水道局告示第2号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2項収納取扱金融機関中「株式会社第三十三銀行」を「株式会社三十三銀行」に改め、「三菱UFJ信託銀行株式会社」及び「株式会社あおぞら銀行」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 4年 1月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1543号	愛岐設備 工業(株)	鈴木 祐司	名古屋市北区田幡二 丁目 8番 5号	令和 3年12月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 4年 1月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1423号	日本水理 ㈱名古屋 支店	小久保 和 則	名古屋市中村区名駅 南一丁目16番地30号	令和 3年12月22日
第 442号	服部水道 工業㈱	服部 義政	愛知県あま市甚目寺 須原47番地	令和 3年12月27日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 4年 1月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 442号	服部水道 工業(株)	服部 義政	愛知県あま市甚目寺 須原47番地	令和 3年12月27日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課